

奈良県看護協会 災害支援ナース登録要領

1 災害支援ナースとは

公益社団法人日本看護協会の災害時支援ネットワークシステムに基づき公益社団法人奈良県看護協会（以下、「本会」という。）に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職をいう。

なお、災害時の災害支援ナースの派遣等について、日本看護協会と本会は「災害支援ナース派遣に関する協定」を締結している。また、奈良県と本会は「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結しており、要請があった場合は、協定に基づき派遣する。

2 登録要件

- 1) 本会会員であること。
- 2) 原則として実務経験年数が5年以上であること。
- 3) 本会が実施する災害支援ナース養成のための研修を受講していること。または相当する災害看護に関する研修を受講していること。
- 4) 施設長の承諾を得ていること。

3 登録方法

- 1) 登録希望者は「奈良県看護協会災害支援ナース登録申請書」（様式1）（以下、「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、本会に提出する。
- 2) 登録者には「奈良県災害支援ナース登録証」（様式2）を交付する。
- 3) 登録の更新は3年毎（年度初め更新）とする。
登録更新には、本会が開催する災害看護スキルアップ研修の受講、もしくは奈良県防災総合訓練に参加することが望ましい。
- 4) 登録者は登録内容に変更が生じた場合は、登録申請書により、変更事項を届け出る。
- 5) 登録・変更・更新で取得した個人情報については、以下の目的に使用し、他の目的には使用しない。
 - ①災害支援ナースの登録に関する事務
 - ②災害支援ナースの派遣に関する事務
 - ③災害支援ナースに係る研修（防災総合訓練含む）に関する事務

4 派遣方法、派遣時期・期間、活動場所

- 1) 派遣方法
日本看護協会等から派遣要請があった場合、登録者所属施設に災害支援ナースの派遣を依頼し、協力を得られた施設（及び個人登録者）の登録者を派遣する。
- 2) 派遣時期・期間
災害発生後3日以後～1カ月間を目安とし、一人の派遣期間は原則として、移動期間を含め3泊4日とする。
- 3) 原則として活動場所は被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先し、他組織から支援のない場合に限り避難所等で被災地の看護管理者等の指示に従い、災害時看護活動を行う。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。